

葦山文化センター(葦山時代劇場)日だまり広場の貸出について

日だまり広場の貸し出しについて下記の要領により許可をします。

《貸出条件》

- ① 来訪者に対する営利を目的または入場料等を徴収としないイベント等（市が主催・共催・協賛するイベントは除く）に限ります。《例：演奏や踊りの披露など》
- ② 貸出時間は8：30～17：00とします。ただし、準備や片付の時間を含みます。
- ③ 大ホール、リハーサル室1、リハーサル室2、アトリエ、映像ホール及び和室の使用承認を受けていること。
- ④ 日だまり広場の使用料は無料です。

《受付》

- ① 日だまり広場の使用を希望する者は、葦山文化センターに別紙「葦山文化センター目的外使用承認申請書」を提出し許可を得てください。
 - (1) 申請書にイベントの概要が分かる書類を添付してください。
 - (2) テントや机等を設置する場合は、位置図を添付してください。
 - (3) 火気を使用する場合は、消防署への届出書・責任者・防火対策・火気使用状況の分かる書類を添付してください。

※ その他使用目的などにより、必要な添付書類を提出してもらうことがあります。
- ② 目的外使用承認申請書を提出できる者は、同日同時間帯区分に大ホール、リハーサル室1、リハーサル室2、アトリエ、映像ホール及び和室の使用承認を受けている者に限ります。
- ③ 日だまり広場の使用を取りやめる場合は、使用日の5日前までに使用取消を申請し、承認書を返還してください。

《禁止事項》

- ① 車両の走行やスポーツなど芝生を傷める行為
- ② 一般利用者の施設利用を阻害する行為
- ③ 騒音や臭気など、周囲の環境に影響のある行為
- ④ その他、施設の運営や公序良俗に反するがある行為
- ⑤ 安全性に欠ける行為
- ⑥ 営利目的または入場料を徴収するイベント行為（市が主催・共催・協賛するイベントは除く）

《注意事項》

- ① 備品を使用する場合は、別途「物品借用願」を提出してください。
- ② 食品や火気を扱う場合は、保健所や消防署の許可が必要となります。主催者が必要な許可を受けてください。
- ③ ごみは主催者の責任で処分してください。
- ④ 飲食を提供する場合は、芝生の育成に支障がないように対策を講じてください。

※その他の事項については、伊豆の国市葦山文化センターの設置、管理及び使用料に関する条例及び同条例施行規則を準用します。

※葦山文化センター目的外使用承認申請書の注意事項を遵守すること